

ワンズオフィス社労士事務所 / ワンズライフコンパス

マンスリーニュース

～2026年に予定されている法改正～

2026/1/28 322号

ワンズオフィス社労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美

〒151-0064 東京都渋谷区上原1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



昨年12月号は、今後予定されている法改正のポイントをお知らせしました。今号は今年2026年の改正を改めて紹介します。

I. 2026年に予定されている法改正

改正月	区分	項目
2026/01	社会保険	協会けんぽ電子申請サービス開始
2026/04	社会保険	子ども・子育て支援金制度（新設）が始まる。
	年金	在職老齢年金見直し：支給停止の収入基準は62万円に。
	女性活躍	情報公表の対象拡大：男女賃金差異と女性管理職比率公表義務は101人以上の企業に。
	高齢者	高齢者の労災防止：作業改善の努力義務化。
2026/07	障害者	法定雇用率引き上げ：2.5%→2.7%へ引き上げ。これにより対象事業主の範囲は37.5人以上へ拡大。
2026/10	ハラスメント	カスハラ防止施策の策定が全企業対象に義務化の見込み。求職者に対するセクハラ対策の義務化。
	社会保険	就業調整抑制のための支援として社保に新規加入する短時間労働者の保険料負担軽減を目的に特例的・時限的な経過措置の創設。事業主がいったん負担した保険料相当額を支援。
2026/12	年金	確定拠出年金（DC・iDeCo）の拠出限度が引き上げ。
2026年中	公益通報	通報を理由として不利益取り扱いの罰則創設、通報者を特定しようとする行為の禁止等。

II. 子ども・子育て支援金制度（2026年4月～）の概要

既存の事業主が負担している「子ども・子育て拠出金」はそのままで、新たに「子ども・子育て支援金」の負担が加わります。個人と企業がいくら負担することになるか年収別のシミュレーションをします。

年収	個人の月額負担概算	企業の月額負担概算	年間負担額（労使の合計）
200万円	192円	192円	4,608円
400万円	384円	384円	9,216円
600万円	575円	575円	13,800円
800万円	767円	767円	18,408円
1,000万円	959円	959円	23,016円

既存の「子ども・子育て拠出金」とのちがい

項目	子ども・子育て拠出金（既存）	子ども・子育て支援金（新設）
負担者	事業主が全額負担	労使で折半負担
計算基礎	厚生年金保険の標準報酬月額	健康保険の標準報酬月額
料率（目安）	0.36%（令和7年度）	0.23～0.4程度（段階的）
徴収窓口	日本年金機構	各医療保険者（協会けんぽ等）

*企業の対応として、法定福利厚生費の見積もり、給与で保険料を天引きする項目と料率設定をする対応が必要ですので、準備しましょう。

III. 法定雇用率引き上げ（2026年7月改正）の概要

2026年7月より、障害者の法定雇用率が現行の2.5%から2.7%へ引き上げられます。これに伴い、障害者雇用義務の対象となる事業主の範囲も拡大され、これまでの「常用労働者*40人以上」相当から、**約37.5人以上規模の企業**が対象となります。対象企業では、雇用人数の再確認や今後の採用計画の見直しが必要です。法定雇用率が未達成の場合で、常用労働者が100人を超える事業主は、障害者雇用納付金の負担が生じます。早めの体制整備が重要です。

特に中小企業にとっては初めて義務対象となるケースも想定されるため、業務内容の切り出しや職域開拓、支援機関の活用等、段階的な準備を進めが必要です。

ここでいう*「常用労働者」とは、①期間の定めなく雇用されている労働者、または②1年以上継続して雇用される見込みがある労働者を指します。パートやアルバイトであっても、所定労働時間が通常の労働者の週所定労働時間の4分の3以上であれば1人として算定し、2分の1以上4分の3未満の場合は0.5人としてカウントします。